

施行規則で定まった様式です。  
藤沢市以外の様式では受理できません。

定 款 変 更 届 出 書

令和3年 7 月 1 日

藤沢市長

事務所の所在地が変わった場合は、  
新住所を記載してください。

その他の事務所がない場合は、  
空欄か「なし」として  
ください。

主たる事務所の所在地  
神奈川県藤沢市△△1丁目2番3号  
その他の事務所の所在地  
神奈川県藤沢市△△4丁目5番6号  
名 称 特定非営利活動法人○○○○  
代表者氏名 理事長 ○ ○ ○ ○  
電話番号 ×××-□□□-△△△△

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p><b>特定非営利活動法人○○○○定款</b></p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市△△丁目△番△号に置く。</p> <p>以下略 附則 この定款は、令和3年6月11日から施行する。</p>	<p><b>特定非営利活動法人○○○○定款</b></p> <p>略 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市○○丁目○番○号に置く。</p> <p>以下略</p>
変更の理由	<p><b>事務所の移転に伴う主たる事務所の所在地の変更</b></p>	

変更部分に下線を引いて  
ください。

総会で議決された日とするのが  
一般的です。総会で事務所を  
移す日を議決した場合はその移  
す日になります。登記に記載され  
た日と同じか確認してください。

<留意事項>

- ① 「変更の内容」の欄には、変更後と変更前の条文等の対照表を記載し、併せて、変更部分に下線を引いて新旧の違いが明らかになるよう記載してください。
- ② 変更した年月日は、附則に記載してください。（<定款変更に伴う附則の追加例>参照）附則は、新たに追加し、設立当初の附則は変更せずに残してください。
- ③ 施行日（変更となった日）は、総会で議決された日とするのが一般的です。
- ④ 上記の例では、登記事項(事務所の所在地)に変更が生じますので、変更の登記が必要です。

<注意>

※ 定款上、「主たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。」とあり、藤沢市内で事務所変更をされた場合、定款の変更には当たりませんので、本届出書は必要ありませんが、藤沢市へは変更があった旨を必ずお知らせください。

様式は決まっていませんので、所在地を住居表示のとおり（1丁目2番3号など）明記した書面等でご連絡ください。なお、この場合も法務局での変更の登記は必要です。